

京都市告示第497号

京都市円山駐車場の指定管理者である京都市駐車場管理コンソーシアムからの申請を受け、入退場時間について、京都市駐車場条例施行規則第3条ただし書き及び京都市駐車場条例第14条第1項の規定に基づき、次のとおり変更します。

令和5年12月15日

京都市長 門川 大作

1 入退場時間

期 間	変更入退場時間	現行入退場時間
令和5年12月31日	午前0時から午後9時まで	午前0時から午後12時まで
令和6年 1月 1日	午前7時から午後12時まで	

2 駐車料金

期間	変更駐車料金	現行駐車料金
令和6年1月1日から 同月8日まで	30分300円	30分300円。ただし、平日（土曜日を除く。）にあつては、30分までごとに300円を加えた額が1,500円を超えるときは1,500円

*備考

- 「平日」とは、日曜日以外の日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。
- 平日（土曜日を除く。）の駐車時間が12時間を超えるときの京都市円山駐車場に係る駐車料金は、超える時間30分までごとに300円を1,500円に加えた額（当該額が3,000円を

超えるときは、駐車時間が24時間を超えるまでの間、3,000円)とし、その後も同様とする。

3 平日（土曜日を除く。）の駐車時間が12時間を超えるときの京都市円山駐車場に係る駐車料金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とし、その後も同様とする。

4 平日（土曜日を除く。）から土曜日又は平日でない日（以下「土曜日等」という。）まで引き続き京都市円山駐車場に駐車させる場合にあっては、駐車時間が1時間を単位として土曜日等の午前0時以後最初に12の倍数を経過するまでの間は、平日（土曜日を除く。）の駐車料金に係る規定を適用する。

(建設局自転車政策推進室)